

用語の説明

公有林	地方自治体が所管する森林、ここでは県有林、その他の県有林、市町村有林、財産区有林を含む
県営林(第1表)	都道府県が所管する森林、ここでは長野県林務部が管理している森林
県有林(第1表)	上記県営林のうち、県が所有している森林
一般県行造林	所有者と県が分収林契約を締結し、県が造林事業を行った森林
特殊県行造林	土地所有者、費用負担者、県の三者が分収林契約を締結し、県が造林事業を行った森林
その他の県有林	長野県林務部以外が管理する県所有の森林
市町村有林	市町村が所管している森林、一部事務組合所管の森林、及び市町村が造林主体の分収林
財産区有林	地方自治体としての財産区が所管する森林
県有林(第6表,付表3)	県が所管している森林
私有林	公有林以外の民有林
集落有林	特定の市町村の特定の集落が入会、慣行等によって共有しているもので、権利関係が未整備な森林
会社有林	会社、商社等が所管する森林
社寺有林	神社、仏閣等が所管する森林
団体有林	法人団体及び任意団体が所管する森林のうち会社及び社寺が所管するものを除いた森林(林業公社、緑資源公団を含む)
共有林	個人の持分を譲渡することにより、ただちに個人有に移行することができる共有形態の森林
個人有林	上記以外の単一所有者が所管する森林
齡級	立木の林齡について1年生から順に5年毎に区分したもので、1~5年生を1齡級、6~10年生を2齡級として順次記載した。
竹林	笹類を除く竹林
伐跡	立木を伐採してまだ植栽されていない林分
未立木地	樹幹疎密度が30%未満の林分のうち、岩石地、崩壊地、はげ山以外のもの
岩石地	基岩の露出あるいは石礫地のため未立木地になっている林分
崩壊地	急傾斜等のため表土が崩壊し未立木地となっている林分
はげ山	煙害等のため未立木地となっている林分
更新困難地	風衝地、湿地等のため更新することが困難な森林